

会 議 録

会議録	平成 27 年度 第 13 回（臨時） 長洲町教育委員会会議	
招集年月日	平成 28 年 2 月 5 日（金）午前 9 時	
招集場所	長洲町役場 3 階第 1 委員会室	
出席者	松本教育長、大山教育長職務代理者、木下委員、田中委員、伊津野委員	
欠席者	なし	
職務説明責任者	松本学校教育課長、山隈生涯学習課長、松林学校教育課長補佐	
会議録作成者	松林学校教育課長補佐を指名	
日程番号	事件番号	事 件 内 容
第 1		議事日程について
第 2		会議録署名委員の指名について
第 3	議案第 14 号	小学校運動部活動の社会体育への移行について (生涯学習課)
第 4	議案第 15 号	フリースクールへの通学の出席扱いについて【非公開】 (学校教育課)
第 5	議案第 16 号	「ながす家庭教育 10 か条」の制定について (学校教育課)

【会議録】

事務局：皆さまおはようございます。会議を始めます前に、ご連絡いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 1 項に「教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」とございますので、この規定に基づき、教育委員会議の議事進行を教育長にお願いいたします。

教育長：はい、皆さま改めましてこんにちは、それでは、早速、平成 27 年度第 13 回臨時教育委員会議を開催します。本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議が成立することを報告します。

あらかじめ、お諮りします会議の議題は事前に通知したとおりでよろしいでしょうか。

各委員：はい

教育長：それでは、日程第 1 号の議事日程について、本日 1 日間とします。よろしいですか。

各委員：はい。

教育長：日程番号第 2、会議録署名委員の指名について、大山委員を指名します。

各委員：はい。

教育長：また、日程番号第 4 の議案第 14 号「フリースクールへの通学の出席扱いについて」は個人の情報が含まれますので非公開議案としますが、よろしいでしょうか。

各委員：はい。

教育長：では、日程番号第 3、議案第 14 号について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長：日程番号第 3、議案第 14 号「小学校運動部活動の社会体育への移行について」このことについて、町内 4 小学校での運動部活動を下記のとおり社会体育に移行したいので、教育委員会の承認を求める。平成 28 年 2 月 5 日提出 長洲町教育長 松本 昇でございます。提案理由です。平成 27 年 3 月、小学校の運動部活動の社会体育への移行については、熊本県から平成 30 年度末までに移行の基本方針が出され、本町でも関係者による協議を行ってまいりました。今回、別紙のとおり平成 28 年 4 月からの運動部活動の社会体育への移行に伴う環境整備がまとまりましたので、本町においては平成 28 年 3 月末をもって町内小学校での運動部活動を社会体育に移行させるものとして町教育員会での方針を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

(以下、別紙にて説明)

教育長：この議案について質問等ございませんでしょうか。

田中委員：1 点だけ確認というか、これで承認しますけど、説明会議の件で、(部活動をしている方には) 今話をしているところを説明する。その他の、(新しく部活動を始め方には) 今から検討するのは総会なりで広く伝えるのでしょうか。

生涯学習課長：今の 3 年生から 5 年生まで現在部活動をやっている子どもさん方の保護者には、2 月 16 日と 18 日に新しくバスケとサッカーについてはこういった環境が整備されましたということをご報告して、それ以外の現 1 年生から 5 年生については、その後チラシを 3 月の中旬にこういった総合型のほうで色々な教室がありますということで、募集のチラシをお配りしまして、4 月の 11 日前後に各小学校で PTA の総会がそれぞれ計画されておりますので、その総会の前年度の事業計画などの議題の最後のその他にですね、この運動部活動の社会体育への移行についての町の方針というのをそこにいらっしゃる保護者全員にお伝えして、最終は新 1 年生が入学した後に、同じようなチラシになりますが、1 年生も参加できるこういった教室がありますというところで配布を計画しております。

教育長：よろしいですか。

田中委員：はい、わかりました。

教育長：何回か説明会をしなければならないということですね。

生涯学習課長：はい。当然その流れで引き続き平成 28 年度の子どもたちの放課後等の居場

所づくりというものをあわせて検討していくというのも保護者に報告したいという風に考えております。

教育長：他にないですか。では承認してもよろしいでしょうか。

各委員：はい。

生涯学習課長：ありがとうございました。

教育長：では次の日程番号第4、議案第15号について、事務局から説明をお願いします。
非公開となります。

学校教育課長：日程番号第4、議案第15号「フリースクールへの通学の出席扱いについて」
フリースクールへの通学を出席扱いにしたいので、教育委員会の承認を求める。平成28年2月5日提出 長洲町教育長 松本 昇でございます。提案理由としては長洲小学校現5年生の男児児童が不登校等の事由によりフリースクールへの通学を希望されており、本町の教育委員会としては、同児童が教育を受ける権利を保障する必要がありますので、フリースクールへの通学を出席という取扱いを求めるものであります、これがこの議案の事務局から説明をさせます。

(以下、別紙にて説明)

【非公開】

教育長：では、最後の議案に行きます。日程番号第5、議案第16号について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第5、議案第16号「家庭教育10か条」を制定したいので、教育委員会の承認を求める。平成28年2月5日提出 長洲町教育長 松本 昇でございます。提案理由です。家庭教育の向上を図るため、「家庭教育10か条」を定め、家庭教育の重要性、必要性を周知する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

(以下、別紙にて説明)

教育長：意見等はありませんか。勉強会等で議論してきましたので、最終はこれでよろしいでしょうか。

各委員：はい。承認します。

教育長：これで、全日程を終了します。第13回教育委員会会議を終わります。